

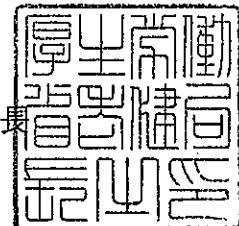


老発第0531006号

平成19年5月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の
一部改正について

療養病床の再編成にあたっては、病床の円滑な転換を図るための転換支援措
置等を講ずることとしており、今般、療養病床等を有する病院及び診療所から
転換した特別養護老人ホームに係る設備基準の緩和を行うことする「特別養護
老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）の一
部改正にあわせ、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」
の一部を別紙のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、
管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られたい。



○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号、厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第2 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準（基準第11条）</p> <p>(1)～(11)（略）</p> <p>(12) 廊下の幅は、内法によるものとし、手すりから測定することとする。 なお、廊下の幅に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、平成14年改正省令の施行の際現に存する廊下についてまで当てはめる趣旨ではない。</p> <p>(13) 経過措置等（基準附則第2条、第3条、第4条、<u>第6条、第7条、第8条</u>） 設備の基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。 ①～④（略）</p> <p><u>⑤ 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行なう場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。（附則第6条）</p> <p><u>⑥ 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第7条）</p> <p>二 食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するも</p>	<p>第2 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準（基準第11条）</p> <p>(1)～(11)（略）</p> <p>(12) 廊下の幅は、内法によるものとし、手すりを含むものである。なお、廊下の幅に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、平成14年改正省令の施行の際現に存する廊下についてまで当てはめる趣旨ではない。</p> <p>(13) 経過措置（基準附則第2条、第3条、第4条） 設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。 ①～④（略）</p>

のとし、合計して入所者1人当たり3平方メートル以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。

二 食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。

(7) 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和
一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。(附則第8条)

第5 ユニット型特別養護老人ホーム

4 設備の基準(基準第35条)

(10) 廊下(第6項第1号)

ユニット型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコープを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、ユニット型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合は、第2の1の(13)の⑦を準用する。この場合において、第2の1の(5)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

第7 地域密着型特別養護老人ホーム

第5 ユニット型特別養護老人ホーム

4 設備の基準(基準第35条)

(10) 廊下(第6項第1号)

ユニット型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコープを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、ユニット型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(5)を準用する。この場合において、第2の1の(5)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

第7 地域密着型特別養護老人ホーム

2 設備の基準（基準第55条）

(1) 基準第55条第6項第1号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一規制を緩和したものである。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコープを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。

このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合は、第2の1の(13)の⑦を準用する。

(2) 基準第55条第7項で定める「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね15分以内で移動できることを目安とする。

(3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第2の1の(13)の⑤及び第2の1の(13)の⑥を準用する。

(4) 地域密着型特別養護老人ホームにおける設備の基準については、前記の(1)から(3)によるほか、第2の1((5)及び(13)を除く。)を準用する。この場合において、第2の1中「第11条」とあるのは「第55条」と読み替えるものとする。

2 設備の基準（基準第55条）

(1) 基準第55条第6項第1号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一規制を緩和したものである。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコープを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。

このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(4)を準用する。

(2) 基準第55条第7項で定める「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね15分以内で移動できることを目安とする。

(3) 地域密着型特別養護老人ホームにおける設備の基準については、前記の(1)及び(2)によるほか、第2の1((5)及び(13)を除く。)を準用する。この場合において、第2の1中「第11条」とあるのは「第55条」と読み替えるものとする。